

「建設汚泥再生利用指針検討委員会」設立趣旨

平成 14 年度の建設汚泥の排出量は建設廃棄物全体の排出量約 8,300 万 t の約 1 割に過ぎないが、再資源化率が 46% と低いため、建設汚泥の最終処分量は建設廃棄物全体の最終処分量約 700 万 t の約 4 割をも占めている。

一方、産業廃棄物の最終処分場における容量の残余年数は 4.5 年（平成 14 年度末現在、環境省調べ）となっているなど、産業廃棄物の最終処分量を減少させることが喫緊の課題であり、建設廃棄物の中で最も最終処分量が多い建設汚泥の再資源化をこれまで以上に促進することが必要となっている。

建設汚泥の再資源化を促進し最終処分量を減少させるためには、再資源化率が約 99% であるアスファルト・コンクリート塊と同様に、建設汚泥を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）における特定建設資材廃棄物とし、再資源化等の実施を義務付けることが最も効果的である。しかしながら、建設汚泥の再資源化が経済性の面で制約があること等から、現時点で建設汚泥を建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物とすることは困難である。

このような状況の中、建設汚泥の再資源化率を向上させるためには、建設汚泥の再資源化から再生品の利用までを含め、各利用用途に応じた品質基準の策定、建設汚泥の再資源化に係る手続の簡素化・明確化、建設汚泥の再生品の利用拡大等、建設汚泥の再生利用を進める幅広い施策の実施が不可欠である。

このため、建設汚泥を取り巻く現状の課題の抽出、対策の検討を行い、再生利用を推進するための具体的な指針を策定するため、「建設汚泥再生利用指針検討委員会」を設立するものである。